

地籍調査へのご協力のお願い

10月は土地月間です。土地は私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、貴重な資源です。土地基本法においても、土地所有者の責務として、適正な土地の利用および管理並びに取引を行うことなどが設けられています。

有田川町では昭和60年度（1985年度）から地籍調査事業を行っており、令和3年度（2021

続けてみよう！ 手話でしりとり！「ご○○○」

手話で「しりとり」していきましょう。皆さんはどんな言葉をつなげていきますか？

右手でキツネの形を作り、軽く回す。



先月号の答えは「りんご」でした！  
今月の答えは次号で発表します！

※手話は、使う人やコミュニケーションをとる相手などによって異なるため、ここで紹介している手話と違う表現を使うことがあります。

年度）末の進捗率は89.6%です。今後も引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いします。

土地所有者にとっては、こんなことに役立ちます

土地取引が円滑にできる

正確な土地の状況が登記簿に反映されるため、安心して土地取引ができるようになります。



土地トラブルの未然防止

土地の境界が不明確だと様々なトラブルが発生しがちですが、地籍調査をすることで未然に防ぐことができます。

課税の適正化

固定資産税の課税基礎となる土地の面積が正確に測量されるため、課税の適正化に役立ちます。



境界確定の費用がかからない

個人で境界を確定するためには、測量や法務局への申請などの費用がかかりますが、地籍調査では必要ありません。

問 地籍調査課（金屋庁舎）

米原市「平和の礎」刻銘板設置  
戦争犠牲者を対象とした  
刻銘の申し込み

滋賀県米原市では、戦争犠牲者への追悼と恒久平和を願い、市民の平和学習の拠点となる「平和の礎」を新たに市内に建立し、刻銘板を設置

する準備を進めています。刻銘版には米原市遺族会が保有する戦没者名簿に記載された方々の刻銘を行うとともに、全国から刻銘希望者を募集します。

● 申込期間／12月28日（水）まで

● 刻銘対象者が300人に達した場合は、申し込みを終了します。

● 対象者／日清戦争（1894年7月）以降の戦争による犠牲者の方

※住所、国籍は問わない

※傷痍軍人、海外引揚者、戦後抑留者、各地空襲死亡者・疾傷者——など

● 費用

・ 申込者が米原市に住人登録がある場合／5000円

・ 申込者が米原市に住民登録がない場合／6000円

● 申し込み先

〒521-8501

滋賀県米原市米原1016番地

米原市くらし支援部社会福祉課

「平和の礎」刻銘申込み係

☎ 0749・53・5123

ファクス 0749・53・5119

※その他詳細については、お問い合わせください。

問 米原市くらし支援部社会福祉課

「平和の礎」刻銘申込み係

☎ 0749・53・5123